令和８年（フ）第３８７号
愛知県西尾市上矢田町寺前33番地５、住民票上の住所愛知県碧南市川口町６丁目78番地１
債務者　須山　文音
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１００号
岩手県岩手郡雫石町鶯宿第６地割７番地、申立時の住所大阪市東淀川区東中島４丁目２番２―406号　中善マンション
債務者　水嶋　朋美
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５６号
奈良市六条西二丁目６番１－３号、申立時の住所大阪市西成区花園北１丁目６番３号　マンションカンナ　501号
債務者　尾島　　圭
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８４９号
大阪府東大阪市荒本新町６番41―405号
債務者　阪本　　茜
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９０１号
大阪府八尾市八尾木北６丁目166番地　メゾンド石本506号
債務者　坂本　幸子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７７号
大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目23番地の11　旭ヶ丘コーポラス305号
債務者　松本　聡子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４１号
大阪市住吉区万代４丁目12番20号　Ｌｏｆｔ ＭＤ　205号
債務者　松本　響子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３６７号
大阪市生野区巽中４丁目２番11号　リンク生野Ｗｅｓｔ
債務者　栗井　文子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目１番17号　松栄ハイツ305号
債務者　近藤　圭子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３４号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12―406号、前住所大阪市浪速区敷津西１丁目９番26号　玄関堂マンション　３Ａ号
債務者　波多野美代子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８１号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番20号
債務者　寺川　　潤
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８２号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番20号
債務者　寺川作久良
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９１号
大阪市城東区東中浜８丁目７番８―602号
債務者　大村　智史
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０３号
大阪府守口市豊秀町１丁目３番10―202号
債務者　瀬口加奈恵
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１８号
大阪市東淀川区豊里６丁目28番19―701号、前住所大阪府阪南市舞１丁目１番26号
債務者　杉野　元紀
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２６号
大阪市都島区高倉町１丁目７番30―301号、前住所大阪市平野区背戸口３丁目３番19号701号
債務者　伊藤　祐乙
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部